

しゅうまい

■9月18日(木)

第18回総会・記念講演会を開催します。

会員各位の参加をお願いします。



昨年12月の「特定秘密保護法」に引き続き、集団自衛権行使容認の閣議決定で、この国は、国民の声を聞くこともなく、また全国各地域で広がる反対の集会とデモが顧みられることもなく、「戦争をする国」へと舵を切りました。

こうした安倍政治がつくりだす方向に反対してきた私たちに、特定秘密保護法の撤回、集団自衛権行使容認反対など、そして安倍政権打倒の声を、今ほど、上げ続けていくことが求められているときはないのではないのでしょうか。

と同時に、学校教育やマスメディアの場等で始められている、安倍と安倍支持者が共有する誤った歴史認識(歴史修正主義)の押し付けに対して、事実と真実にもとづく歴史認識の共有・拡大をめざす教育の取り組みが求められています。

第18回総会は、過去1年の取り組みを振り返り、今日の抱える課題を共有してその解決ならびに少しでも前進をつくりだすために、以下の日程等で行います。会員のみなさまにおかれては、積極的な参加、友人等をお誘いの上、参加をお願いします。

●第18回総会・記念講演会・・・別掲の案内チラシ参照

日時 9月18日(木)午後6時開場、6時15分開会

総会は6時45分まで、記念講演は6時50分から8時10分まで

場所 横浜市健康福祉総合センター7F会議室(JR桜木町駅前)

記念講演 田中宏さん「『戦後責任』その思想と実践」

講演資料代 500円

(緊急学習会の報告)

日本軍「慰安婦」問題の解決とは ～被害者の視点から考える～

- 1 日時 5月15日(木) 18:15～20:30
- 2 会場 かながわ県民センター 301 会議室
- 3 講師 梁 澄子(ヤン・チンジャ) さん
日本軍「慰安婦」問題解決全国行動共同代表
- 4 主催 かながわ歴史教育を考える市民の会
- 5 後援 神奈川人権センター 神奈川平和運動センター



<講演の概要は以下のとおり>

日本軍「慰安婦」問題は2回の解決の機運があった。1回目は、1991年に韓国で金学順さんが名乗り出て、1992年に日本軍の「管理統制」を示す資料が発見された時だった。1993年8月、宮沢内閣の河野官房長官が、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」「心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする」との談話を発表した。

これを受けて、1995年7月に「女性のためのアジア平和国民基金」が設立されたが、受け入れる人と受け入れられない人に分かれてしまい、問題は解決できなかった。すべての人に受け入れられる内容だったらこの時に解決できたが、被害者が分断されてしまった。この「基金」に対しは、「国民の募金では受け入れられない」「政府でやるべき」「ちゃんと謝罪して勘弁してくれと言うのであれば、しょうがない」などの受け止めがあった。

2回目の機運は、2011年8月30日の韓国憲法裁判所による『慰安婦』問題解決のため努力していない韓国政府の不作为は違憲である」との判決だった。この判断は、2005年8月に、非公開だった日韓基本条約(1965)の関連資料が公開され、『慰安婦』問題等、日本政府等国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定によって解決されたものとみることとはせず、日本政府の法的責任は残っていると表明していたことが根拠となっている。また、2011年12月14日に1992年1月に始まった水曜デモが1000回を迎えたことも契機となった。しかし、すべての被害者が受け入れられる案でないと解決にならず、裁判も10件提訴され、8件で被害事実が認められたものの、最終的に全部敗訴した(唯一、山口地裁下関支部の判決で勝訴)。

2012年8月、日本維新の会・橋下代表が、第一次安倍内閣における「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との政府答弁書

(2007.3)を持ち出した。しかし、日本占領下のインドネシアにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告(1994)がある。安倍政権は河野談話を攻撃していたが、今年になって、米国からのクレームを受けて「談話は検証しないが、その作成過程に対する検証」を行うとしている。

植民地の朝鮮人女性は、連行されて被害にあったが、多くは騙され、中には組織の末端だった朝鮮人女性に騙された例もあった。一方、占領地の中国や東南アジアでは居住地域で被害にあったため、周囲の目もあり独身をとおした人もいる。思い出せないほど傷ついている人もいる。

1938年2月の内務省警保局長通牒は、「連行は(当時の法でも禁止行為だったが)当面黙認」し、1938年3月の陸軍省副官通牒では、「募集に当たっては憲兵や警察と連携を密にする」として、軍の規律保持、性病対策、性欲処理が優先された。当初は軍が慰安所を直接運営したが、上手くいかず、業者に委ねるようになり、制度的な慰安所から無差別な性暴力の被害まで、いろいろな実態があった。

解決策は、河野談話を守るだけではダメで、この20年間の成果を反映させて河野談話を発展させて解決を図らなければならない。日本は何度も謝罪したのに、なぜさらに謝罪しなければならないのか、という指摘があるが、日本政府による事実認定に基づく公式なお詫びが必要だ。モデルとして、小泉内閣によるハンセン病患者への謝罪がある。和解のために大事な点は、相手の痛みを認識していることを示し、「我々はあなたを傷つけた 自国民にそのことを伝えている 二度とこうしたことを起こさないことを約束する」ということで、事実に基づく謝罪を被害者の心が解けるまでやり続けなければならない。そして、それに対する措置を実行することが必要だ。

河野談話は「総じて本人たちの意思に反して行われた」として強制性を認めている。歴史教育を通じて永く記憶にとどめるため、「慰安婦」問題が全部の中学校教科書に掲載されたが、今は全部なくなってしまった。この20年間の研究成果により、主語は日本軍にすべきで、具体的な事実を認め、被害者個人に謝罪することが重要だ。責任を認め、個人に国庫から償い金を支出することが必要だ。韓国では237人が名乗り出て、56人が生存している。被害者側から解決を迫るために7家族を招いて「アジア連帯会議」を開催することにした。

(記録 神奈川高教組 岩崎長久)

「戦争阻止」と「戦争への協力拒否」を考える！！

「集団自衛権行使」容認の法整備は来春の統一地方選後。「戦争する国」とさせないために、この法整備阻止と安倍政権打倒に向けて今から取組みを創意工夫して積み上げていこう。

「戦争する国」は、国民の人権を破壊する、軍備増強で国民の生活破壊に拍車がかかる。私たちにできることはたくさんある。

吉田満「戦中派の死生観」(文春文庫)を読んだ。その中の「一兵士の責任」で、以下の文に出会い、深く考えさせられた。共に考えたい。

「(戦争からの逃避)召集令状を突きつけられる局面までくれば、すでに尋常の対抗手段はない。そこへ来るまでに、おそくとも戦争の準備過程においてこれを阻止するのでなければ、組織的な抵抗は不可能になる。目に見えない“戦争への傾斜”の大勢をどうして防ぐかにすべてがかかっている。

(政治への無関心)戦争協力の責任は、直接の戦闘行為あるいは、軍事生活への 忠実さだけに限定されるのではなく、さらに広汎に、われわれみずからをそのような局面まで追いつめていったすべての行動、あらゆる段階における不作為、怠慢と怯懦とを含むはずだ」

事務局長 高梨晃嘉